

令和6年度千葉県指定伝統的工芸品展開催事業

業務委託企画提案募集要項

1 募集対象事業

- (1) 事業名 令和6年度千葉県指定伝統的工芸品展開催事業
- (2) 事業内容 別添「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 委託金額上限 4,750,000円（消費税及び地方消費税込み）
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 事業の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

3 応募資格

企画提案書を提出する者は、次の全ての要件を満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格を有する者、または資格を取得する見込である者であること。
- (3) 応募開始の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 選考委員会の委員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 事前説明会の開催

本事業の仕様、業務に関することについて、以下の日程で事前説明会を開催します。

- ・開催日時：令和6年10月24日（木）14時から（予定）
- ・開催場所：Zoomを利用したオンライン説明会
- ・申込方法：令和6年10月23日（水）17時までに、電子メールにて参加の旨を連絡してください。

5 質問の受付・回答

本事業に関する質問は、令和6年10月29日（火）17時まで電子メールで受け付けます。

質問の範囲は業務に関するものに限り、提案状況、選考委員名等に関する質問は受け付けません。また、質問及び回答は、軽微なものを除き、原則として県ホームページに掲載します。

6 企画提案書の提出について

(1) 事前申し込み

企画提案を行う場合は、事前に企画提案応募の意向を、様式1「応募申請書」によりメールで提出してください。

○応募申請書提出期限：令和6年10月31日（木）17時まで（必着）

※応募申請書を提出した場合でも、応募の辞退は可能とします。

※応募申請書を提出しない場合は、企画提案に応募できません。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式第2号）

イ 企画提案に関する調書（様式第3号）

A4判、20ページ以内とし、「企画提案仕様書」を参照の上、具体的な内容を記載してください。また、独自提案も可としますが、独自提案を行う場合には、「7 選考方法等（2）審査基準」に留意してください。

ウ 業務に要する経費に関する見積書（様式第4号）

エ 提案者に関する調書（様式第5号）

※ 企画提案書の作成・提出に必要な費用は、各応募者の負担とします。

(3) 提出期限 令和6年11月7日（木）17時まで（必着）

(4) 提出方法 電子メールにて書類等データの一式を提出してください。

※メール送信後、必ず電話にて到達確認をしてください。

※メールの容量（7MBまで受信可能）にご注意ください。

※企画提案書のサイズは7MB以内に抑える必要はありません。7MB以上となる場合は、ファイルを分割して送付又は、大容量送信ファイルをご活用ください。

7 選考方法等

(1) 選考方法

企画提案書をもとに、選考委員会において審査し、最も優れた企画提案を選考します。審査に当たっては、プレゼンテーション・ヒアリングを実施するものとし、日程等の詳細については応募者に別途通知します。

なお、企画提案者の総数が5件以上の場合、選考委員会は書面による1次審査を実施します。

(2) 審査基準

審査に当たっては、別表の審査基準により総合的に評価します。

(3) 選考結果

選考結果は、応募者全員に通知します。なお、結果の内容には回答できません。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提案に応募する資格がない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に企画提案書等を提出しないとき。
- (3) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人をしたとき。
- (5) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (6) 提案に関連して談合等の不正があったとき。
- (7) 見積書記載の金額が委託金額上限を上回るとき。
- (8) 提案書に虚偽の記載が認められたとき。
- (9) その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

9 主な留意事項

- (1) 契約に当たっては、協議の上、企画提案の内容を変更していただく場合があります。
また、協議により本県から指示を行った場合には、その指示に従っていただくともに、指示事項への対応状況の報告を求めることができます。
- (2) 契約に当たっては、千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の2。以下「規則」という。）第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付が必要です。ただし、規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。
- (3) 委託費の支払いについては、原則として精算払いとします。
- (4) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはいけません。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとします。ただし、委託業務の一部の再委託については、事前に県の承諾を得たときはこの限りではありません。

10 その他

- (1) 提出された企画提案書及び添付書類は返却できません。
- (2) 提出された企画提案書は、本業務以外に使用することはありません。
- (3) 選考後に提案の無効に関する事実が発覚した場合には、契約を取りやめることがあります。
- (4) 仕様書記載のとおり、成果物の著作権は、原則として千葉県に帰属するものとなりますが、受託者固有の著作物等を使用した場合、著作物の部分についてはこの限りではありません。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

11 問合せ及び応募先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部観光政策課旅行業振興班 担当：宮本

「令和6年度千葉県指定伝統的工芸品展開催事業」

電話：043-223-2416

メールアドレス：kanko-s@mz.pref.chiba.lg.jp

※電子メールを送る場合、必ず電話でメールの到達確認を行ってください。

(別表)

審査項目		審査基準
企画提案 内容	業務内容の 理解	事業の趣旨を十分に理解した企画提案となっているか。
	企画力	仕様書の内容を十分に理解し、成果が期待できる企画となっているか。
	各種業務 内容	○会場設営について ・業務目的を達成できるよう効果的な会場レイアウトの設計となっているか。 ・出展者、工芸品を紹介する会場装飾となっているか。
		○会場運営について ・業務目標を達成できるよう適切な会場スタッフの人数、役割、配置になっているか。 ・キャッシュレス決済を行うなど、効果的な会計の手法となっているか。
		○集客方法について ・工芸品展の周知に当たり、業務目的を達成できるよう雑誌、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット及びSNSなどを活用した効果的な集客方法となっているか。 ・工芸品展の開催期間中の集客に当たり、会場外を往来する幅広い多くの客層を会場へ誘導するための効果的な集客方法となっているか。
		○効果検証について 業務目的を達成できるようなアンケートの内容や工夫、効果的な回答の収集方法となっているか。
		○独自提案について ・提案者が有する知見等から、その他、本事業の実施効果を補強する独自の取組であるか。 ・実現性の高い提案であるか。
業務を実施する上で、必要な組織・人員・執行体制は整っているか。		
業務実施 能力	業務実施 体制	過去に類似事業の実施・受託実績があるか。
	類似業務の 経験・実績	過去に類似事業の実施・受託実績があるか。
経費の妥当性		